

障害者差別解消法ってなに？

すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消を目的とした法律です。

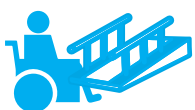


何が変わったの？

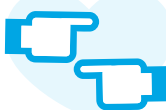
これまで努力義務とされていた事業者による「社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供」が義務化されることになります。

合理的配慮
の事例

スロープの設置



手話通訳



メニューを
読み上げる



絵や写真で
コミュニケーション



◆この法律の「事業者」とは

会社やお店はもちろん、同じサービスなどを繰り返し継続する意思を持って行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に含まれます。事業者は障がい者から何らかの配慮を求められた場合、負担が重すぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮（合理的配慮）を行う事が求められます。法律の施行に備え、対応などをご検討ください。

◆この法律の対象となる「障がい者」とは

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がい・高次脳機能障がいのある人も含む）、その他の心や体の働きに障がい（難病に起因する障がいも含む）がある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です（障がい児も含む）。

農業収支計算説明会（白色）を開催します

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

1月1日から12月31日までの1年間に農業を営み、収支計算の結果所得があった方は、所得税申告または住民税申告をしていただくことになります。この申告に必要な農業所得の収支内訳書作成の説明会を開催いたします。収入・経費の種類や所得の計算方法、減価償却等について基礎的解説を行いますので、農業所得の申告（白色）をされる方のご参加をお待ちしています。

- と き 12月14日（火）午後2時～
- ところ 九重町役場3階301会議室

お越しいただく際は、マスクの着用、手指消毒の感染防止対策にご協力をお願いします

